

改正後	改正前
<p>第六条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 高度の医療を提供する能力を有することを証する書類</p> <p>十 第九条の二十三及び第十一条各号に掲げる安全管理のための体制を確保していることを証する書類</p> <p>3・4（略）</p> <p>第九条の二の二（略）</p> <p>一 高度の医療の提供の実績</p> <p>二丁九（略）</p> <p>十 第九条の二十三及び第十一条各号に掲げる安全管理のための体制の確保の状況</p>	<p>第六条の三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 高度の医療を提供する能力を有すること（安全管理のための体制を確保していることを含む。）を証する書類</p> <p>二丁九（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>第九条の二の二（略）</p> <p>一 高度の医療の提供の実績（安全管理のための体制の確保の状況を含む。）</p> <p>二丁九（略）</p>

第九条の二十（略）

- 一 次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。
- イ・ロ（略）

八 第九条の二十三及び第十一条各号に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

二六（略）

第九条の二十三 法第十六条の三七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる安全管理のための体制を確保することとする。

- 一 専任の医療に係る安全管理を行う者を配置すること。
- 二 医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。
- 三 当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

第十一条 病院又は患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない。

- 一 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
- 二 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。
- 三 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。

四 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。

第九条の二十（略）

- 一 次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。
- イ・ロ（略）

八 安全管理のための体制を確保すること。

二六（略）

第十一条及び第十二条 削除

第十二条 削除

第二十二条の三 (略)

一 (略)

二 (略)

三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十三及び第十一条各号に掲げる安全管理のための体制の確保の状況を明らかにする帳簿とする。

第二十二条の三 (略)

一 (略)

二 (略)

三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供の実績並びに入院患者、外来患者及び調剤の数を明らかにする帳簿とする。